

基幹統計調査の承認の状況

(平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日分)

平成 28 年 4 月 26 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省 企業活動基本調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ① 会社法の改正に伴い、調査事項「企業経営の方向（年度末現在）」における「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に変更 ② 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」の策定を踏まえ、調査事項「事業組織及び従業者数」における用語の定義・注釈を変更	H28.03.24
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 平成 28 年度からの調査の実施に当たり、以下のとおり変更 (1) 報告者数の変更 母集団情報である農林業センサスのデータが更新されたことに伴う報告者数の機械的な変更 (2) 東日本大震災に伴い設けていた調査対象の一部を除外する従前の調査計画の規定を削除	H28.3.30

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。